

## 「2020年度安全保障貿易管理に関する要望」について

政策業務第二グループ

安全保障貿易管理委員会では、毎年度、各社が抱えている安全保障貿易管理上の課題について法令・制度改正や実務面での対応を求める要望書を経済産業省へ提出しています。2020年度は6項目の要望をとりまとめ、2020年10月2日に経済産業省安全保障貿易管理部へ提出するとともに、要望項番6については所管する資源エネルギー庁原子力政策課へ提出しました。

特に規制番号の国際化については、安全保障貿易情報センター（CISTEC）および日本機械輸出組合と連携しつつ経済産業省と意見交換を続けており、早期実現が望まれます。また、電子申請における添付書類への押印廃止については、菅政権の下で書面主義、押印原則、対面主義の見直しに向けた動きがある中で、早期実現が期待されます。今後、当局との意見交換などを通じて、要望事項の実現を図っていく所存です。

### 2020年度安全保障貿易管理に関する要望

2020年10月2日  
一般社団法人日本貿易会  
安全保障貿易管理委員会

項番	要望カテゴリー	要望タイトル	要望の具体的内容	要望理由・背景	考えられる改善案
1	法令・制度関係	規制番号の国際化の早期実現	規制番号の国際化については、引き続き経済産業省、CISTEC、日本機械輸出組合、日本貿易会との協議の場を活用しつつ、早期に実現して頂きたい。	輸出令や外為令で規制されている規制項番の記載を、グローバルスタンダードであるEU型表記に移行することで、規制項番表記における日本のガラバコス化から早期に脱却すべきと考えます。	アルファベットと数字を組み合わせた表記への移行について、関係団体と協力しつつ作業を加速させる。
2	法令・制度関係	個別輸出許可に伴う誓約書の扱い	「大量破壊兵器通達」に基づく旧誓約書における誓約事項を、「提出書類通達」に基づく需要者等の誓約書（新誓約書）における誓約事項に自動的に読み替える、あるいは旧誓約書の有効期限について一定の期限を設けることを、検討いただきたい。	令和2年5月の「提出書類通達」改正に伴う「旧誓約書を新誓約書に変更したものとみなす届出手続き等」の新設により、旧誓約書の扱いについては善処いただいているが、他方、旧誓約書は20年以上のものであっても有効となっている中、例えば刑事訴訟法では時効が7年となっていることもあり、自動的に読み替えたり、あるいは一定の期限を設けることを通じて、輸出先での国内移転に係る諸手続きにつき生産者ならびに企業における負担の一層の軽減を図るべきと考えます。	新誓約書への自動読み替えあるいは旧誓約書に対する一定の有効期限の設定（例えば、刑事訴訟法の時効に合わせて7年にする等）を行う。
3	法令・制度関係	輸出許可・輸出承認における電子化の推進	電子申請における各種添付書類への押印・署名について、廃止を含めた見直しを検討して頂きたい。	輸出許可および輸出承認の電子申請については、社長・代表権者または授権者名にて申請していることから、申請時に添付書類に対して押印・署名することは重複となっている側面がある。こうした中、新型コロナウイルス感染症への対応として官民を挙げて在宅勤務体制を政府が推奨しているところ、企業では押印のために出社する等の極めて非効率的な対応を取らざるを得ない状況となっている。行政と民間の業務オンライン化を推進する「デジタル強靱化」に向けて、提出書類について全般的な見直しを行い、電子申請添付書類への押印・署名を廃止・削減することにより、一層の電子化の推進・効率化を図るべきと考えます。	電子申請において添付する各種書類（原本証明書や補足説明書など）における押印・署名の廃止・削減を行う。
4	法令・制度関係	機微技術規制の動向に関する確認	2018年に米国ECRAで規定されている機微技術（emerging and foundational technologies）について、米国では既存の枠組で国際レジームを通して多国間で規制していくとの説明がなされているところ、日本政府の理解を確認させて頂きたい。また、レジーム外で米国と協調して規制等を行うこともあり得るのか確認させて頂きたい。	NDAA成立後の2018年後半より、日本では経済産業省が経団連等を通じて米国の機微技術規制について企業に注意を呼び掛けている。一方、最近の米国BIS関係者の説明では、基本的に既存の枠組で国際レジームを通して多国間で規制していくとしている。今後の規制動向についての日本政府としての考え方を確認することで企業対応に役立てたい。	機微技術規制の動向について、経済産業省としての見解を伺いたい。
5	該非判定関係	輸出令別表第一とECCN番号の対比表のホームページ掲載	以前には対比表は経済産業省のホームページに掲載されていたところ、EU体系との比較と同様に、分かりやすいところで情報提供して頂きたい。貨物のマニフェストには参考としてECCN番号が掲載されているが、技術についてもECCN番号との対比を掲載して頂きたい。	対比表は、輸入品の返品や仲介貿易において、米国製品を外為法で判断する際のツールとして必要となるため掲載を頂きたい。特に番号プログラム（9項）については、高度化やソフトウェアの標準化が進むことも予想される中、ECCN番号から日本の規制への特定に労力がかかっており、外為令別表との対比表を公開することにより適切な管理を支援して頂きたい。	対比表の作成作業そのものはCISTEC等に業務委託することも検討しつつ、経済産業省のホームページにおいて掲載を頂きたい。
6	該非判定関係	外交手続きの免除・簡素化	原子力関連部品等の輸出許可取得の前段階で行われる外交手続きにかかる時間が不確定、かつ長すぎるため、仕向地企業との競合において不利となる。外交手続きの簡素化ないし免除を検討して頂きたい。	現在別表第2項に該当する原子力関連の部品等を輸出する際は、経済産業省より外務省経由、仕向国政府から輸出先企業に用途確認等を行い、その確認は仕向国政府より外務省経由で経済産業省から輸出者に通知され、ようやく輸出許可申請、許可取得の手續きとなる。この間、ゆうに半年が経過する。この「外交手続き」は、輸出契約締結が条件とされているが、完了までの期間はコミットされず、見込みで決めた納期は輸出者のリスクとなる。契約締結後の手續き期間が読めない状況は、輸出者が契約上の納期リスクを抱える上に、納期も半年以上かさ上げされ、仕向国の地元企業との競合の際大きなハンディとなっており、国際競争力の観点からも検討をお願いしたい。	外交手続きについて、例えば「4か月を超えて確認がない場合は確認できたものとみなす」などの期限を設け、最大期間を確定頂きたい。また、原子力等の用途であっても明らかに非該当の部品部材の輸出契約については外交手続きを免除し、日本国経済産業省の輸出許可のみ必要とする、といった規則運用を検討して頂きたい。